

# 本市発注工事における社会保険未加入対策について

## 1. 建設工事請負契約約款が改正され、社会保険未加入である「建設業者」との一次下請契約は禁止となります。

平成29年4月1日以降に契約締結を行う工事の受注者は、原則として、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（建設業許可業者）をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）と下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）は出来ません。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 2. 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する罰則

社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情を有しないと発注担当課が認めた場合、または発注担当課の指定する期間内に確認書類の提出がない場合は「鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づき、指名停止を行うこととなります。

## 3. 鶴岡市建設工事請負契約約款改正及び施行年月日

1. 改正年月日 平成29年 1月 4日
2. 施行年月日 平成29年 4月 1日

※ 詳細は「鶴岡市発注工事における社会保険等未加入対策について（概要・Q&A・フロー）」をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞

鶴岡市総務部契約管財課

契約検査係

TEL 0235-25-2111

内線 881-337